

一般社団法人南アルプス市観光協会事務局職員の給与・旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人南アルプス市観光協会定款第45条に基づき、事務局職員の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 事務局職員の給与は給料及び諸手当とし、諸手当は扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当・勤勉手当・地域手当とする。

第3条 給料は、一般社団法人南アルプス市観光協会服務規程第15条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であって、事務局職員は、南アルプス市職員給与条例(以下「市職員給与条例」という。)に規定する行政職給料表を準用する。

第4条 事務局職員の職務の等級及び初任給については、市職員給与条例の適用を受ける職員(以下「市職員」という。)の例を勘案し、会長が個々に決定する。

第5条 事務局職員の昇給昇格の決定及び第2条に規定する給与の支払方法並びに諸手当の額については、市職員の例を勘案して会長が定める。

第6条 臨時的に雇用する職員の給与については、予算の範囲内で給与を支給するものとする。

(旅費)

第7条 会務により事務局職員(給料表適用外の者を含む。)が職務上命ぜられた出張に要する旅費に関しては、市職員の例を準用する。

(準用)

第8条 この規程に定めのないものについては、市職員の給与・手当及び旅費に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。